

ストップ! 過労死全国ニュース

第13号 2023年1月28日発行



発行：過労死等防止対策推進全国センター HP：<http://www.stopkaroshi.net/>

◆東京事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷2-27-17

ICNビル2階 川人法律事務所内

TEL:03-3813-6909 FAX:03-3813-6902

◆関西事務局

〒530-0051 大阪市北区西天満4-4-18

梅ヶ枝中央ビル7階 いわき総合法律事務所内

TEL:06-6364-3300 FAX:06-6364-3366

【巻頭挨拶】—世界的な熱狂の陰で—

過労死防止等対策推進全国センター 代表幹事
過労死弁護団全国連絡会議 代表幹事 川人 博

2022年11月から12月にかけての中東カタールにおけるサッカーワールドカップは、当初からサウジアラビアが南米の強豪アルゼンチンに勝利することに始まって、想定外の結果が続出した。日本は、サッカー大国ドイツ、スペインに勝利するなどして、「歓喜のドーハ」という言葉が生まれ、国内のメディアは、喜びと称賛の記事で埋め尽くされた。4年に一度開かれるワールドカップは、ほぼ全世界の国々の人々がテレビやネットに釘付けになる現代の祭典となっている。

しかしながら、その世界的な熱狂の陰で、尊い人命が奪われている事実が、国際人権NGOなどの発表により明らかにされている。カタールが2010年に国際サッカー連盟(FIFA)によって開催国に選出されて以降、スタジアム7カ所と空港の建設、公共交通機関の大幅拡張などが進められてきた。この工事の過程で、カタールに出稼ぎに来ている外国人労働者の死者が驚異的に多かった。2011年から2020年間の国別の死者数として、インド2711人、ネパール1641人、バングラディシュ1018人、パキスタン824人、スリランカ557人、合計6751人。このデータにはフィリピン、アフリカ諸国からの労働者の死者数は含まれていないため、実際はこれを大きく上まわる15000人にのぼるだろうと英紙ガーディアンは報告している。死因は、ワールドカップに向けたインフラ建設での労働が原因の可能性が高い。カタールの暑い季

節は5月から9月と5ヶ月に及び、最も暑い7月の平均最高気温は41℃、最低気温は31℃。カタール政府は、死因の解明に及び腰で、酷暑での長時間労働と死亡の因果関係を示す証拠があるにも



かかわらず、死亡証明書の死因を「自然死」や「心臓疾患」などとしてきた。その結果、母国に残された遺族は、本来受けるべき補償を受けられない上、大黒柱を失い、借金だけが残るなど、失意のどん底に置かれている。アムネスティ・インターナショナルの調査で明らかになった例として、トラック運転手の男性(40歳)は、1日12時間から13時間働き、勤務先からあてがわれた部屋のエアコンが故障していたため修理を要求していたが、2021年2月、仕事中に倒れ、急死した。砂漠でのプロジェクトで配管工として働いていた男性(32歳)が2020年9月、ベッドで死んでいるのが見つかった。亡くなる直前の4日間の気温は40℃を超えていた。建設現場で働いていた男性2人(いずれも34歳)は、2020年4月と5月に亡くなった。空港の警備員(34歳)は2020年2月、炎天下での長時間勤務中に死亡した。カタールで死

傷した外国人労働者を補償する活動を、2022 年 5 月からヒューマン・ライツ・ウォッチとアムネスティ・インターナショナルなどが、他の人権団体や労働組合に呼びかけているが、日本においてもこうした活動に参加していくことが大切であると考えます。SDGs のゴール 8・ディーセントワーク（人間らしい仕事）の実現とは程遠い過重労働を課してきたのが主催国の実態である。サッカーの祭典に熱狂するあまり、人命、人権が犠牲になっている現実を放置してはならない。

いまや日本のみならず世界に広がりつつある過労死の実態を明らかにするため、過労死弁護団全国連絡会議は、2022 年 11 月（発行日は 12 月 1 日付）に KAROSHI 国際版を出版した。英語版と同時に日本語版も出版して

いる。国際版の出版は 1991 年以来である。ご遺族の訴えを含め、日本における過労死の実態を明らかにしつつ、その法律的・医学的分析等を行い、改革への提言を世界に発信した。21 世紀が過労死の蔓延する日本と世界にならぬよう、みなさま方に今後ともいっそうのご活動を期待いたします。

最後に、本年の重要課題として、労災認定に対して使用者側が異議を申し立てできるとした 2022 年 11 月 29 日の東京高裁判決を逆転させなければならない。上告審において、何としてもこのような不当な判決を破棄させる活動を、諸団体と連携して取り組んでいくことを訴えます。

目次

- ・ 過労死等防止対策の推進について・・・・・・・・・・4
厚生労働省労働基準局総務課長（過労死等防止対策推進室長） 古舘 哲生
- ・ 2022 年 遺児交流会ご報告・・・・・・・・・・5
全国過労死を考える家族の会 遺児交流会担当 渡辺 しのぶ
- ・ 全国過労死を考える家族の会 活動報告・・・・・・・・・・6
全国過労死を考える家族の会 代表世話人 寺西 笑子
- ・ 山梨家族会からの報告・・・・・・・・・・7
山梨過労死と労災問題を考える家族の会 代表 深澤 佳人
- ・ 岡山過労死を考える家族の会報告・・・・・・・・・・8
岡山過労死を考える家族の会 代表 中上 裕章
- ・ 過労死弁護団の 2022 年活動報告・・・・・・・・・・8
過労死弁護団全国連絡会議 幹事長 玉木 一成
- ・ 精神障害の認定基準の専門検討会の議論状況について・・・・・・・・・・10
過労死弁護団全国連絡会議 事務局次長 岩井 羊一
- ・ 第 8 回全国大会を開催 ― 過労死防止学会からの報告 ―・・・・・・・・・・11
過労死防止学会代表幹事 黒田 兼一
- 特集 1 各地の過労死防止啓発シンポジウム・・・・・・・・・・13
 - ・ 【①中央】東京中央会場（11 月 9 日）の報告・・・・・・・・・・13
弁護士（東京） 玉木 一成
 - ・ 【②山形】山形会場のご報告・・・・・・・・・・14
弁護士（山形） 脇山 拓
 - ・ 【③福島】福島会場の報告・・・・・・・・・・15

宮城過労死を考える家族の会 芳賀 直

- ・【④茨城】茨城シンポの報告・・・・・・・・・・15

働くもののいのちと健康を守る茨城センター 事務局長 加賀美 哲也

- ・【⑤千葉】千葉会場の報告・・・・・・・・・・16

働くもののいのちと健康を守る千葉県センター 中林 正憲

- ・【⑥神奈川】神奈川会場のシンポジウムのご報告・・・・・・・・・・16

神奈川過労死対策弁護士事務局長 弁護士 永田 亮

- ・【⑦新潟】新潟会場報告・・・・・・・・・・17

弁護士（新潟） 大澤 理尋

- ・【⑧富山】富山会場の報告・・・・・・・・・・18

弁護士（富山） 春山 然浩

- ・【⑨石川】石川会場のご報告・・・・・・・・・・19

働くもののいのちと健康を守る石川センター 事務局長 川上 仁志

- ・【⑩長野】長野会場のご報告・・・・・・・・・・20

働くもののいのちと健康を守る長野センター 事務局長 八重田 景子

- ・【⑪島根】来場者の「参加して良かった！」の一言に感激・・・・・・・・・・21

山陰過労死等を考える家族の会 事務局長 三浦 一雄

- ・【⑫大分】大分会場のご報告・・・・・・・・・・22

過労死防止全国センター 大分幹事 東九州過労死を考える家族の会 大分事務局 弁護士 藤崎 千依

■ 特集 2 広がる過労死防止啓発授業・・・・・・・・・・24

- ・【①神奈川】過労死防止啓発授業「古くて、更に新しい話」を終えて・・・・・・・・・・24

神奈川過労死等を考える家族の会 中野 淑子

- ・【②埼玉】埼玉県立浦和高校にて・・・・・・・・・・25

弁護士（東京） 大久保 修一

- ・【③大阪】伝えていく大切さ・・・・・・・・・・25

大阪過労死を考える家族の会 津島 朋子

- ・【④京都・大阪】過労死防止啓発授業のご報告・・・・・・・・・・26

弁護士（大阪） 青木 克也

- ・【⑤兵庫】過労死防止啓発授業の感想・・・・・・・・・・27

弁護士（兵庫） 玉木 芳法

- ・【⑥和歌山】和歌山県立特別支援学校（高校 2 年生）での授業について・・・・・・・・・・28

弁護士（和歌山） 芝野 友樹

<編集後記>・・・・・・・・・・28

過労死等防止対策の推進について

厚生労働省労働基準局総務課長(過労死等防止対策推進室長) 古館 哲生



古館課長

過労死等防止対策推進全国センターの皆様におかれましては、日頃より労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、過労死により亡くなられた多くの方々のご無念の思いと悲劇を二度と繰り返してはならないという御遺族の方々強い思いを受けて制定された過労死等防止対策推進法は、施行から8年が経過しました。

2022年10月には、7回目の作成となる「令和4年版過労死等防止対策白書」が閣議決定の上、国会報告されました。今回の白書では、労働時間と睡眠時間の関係等のほか「過労死等の防止のための対策に関する大綱(令和3年7月30日閣議決定)」に基づき、新しい働き方であるテレワークや新型コロナウイルス感染症の影響に関する調査分析結果を報告しています。本白書においては、過労死等防止対策推進全国センターや、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議を始め、企業や民間団体における取組などをコラム形式で紹介させていただきました。皆様には原稿の執筆等、ご協力いただきましたこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。今後とも、白書を通じて、国民の皆様が過労死等の防止の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、働き方を見直すきっかけとして役立てていただくことができるよう、関係省庁や労使団体、関係団体等と連携を図りながら、周知・啓発等にも取り組んでまいります。

このほか、厚生労働省では、「過労死等防止対策等労

働条件に関する啓発事業(中学、高等学校等への講師派遣支援事業)」における年間を通じた講師派遣を行っています。本事業の周知にあたっては、本年度初めて文部科学省と連携し、都道府県・指定都市教育委員会等を対象とした各教科担当主事連絡協議会で周知を行いました。現在、年度の途中ではありますが、予定していた授業回数を上回る申し込みがあったところです。来年度も、より多くの学生や生徒に本授業を受講いただけるよう、事業内容を工夫するとともに周知に努めてまいります。加えて、今年度から開始した受講学生等の感想等を発信するSNS「働くことについて考えてみた」も引き続き取り組みたいと考えています。

また、11月の「過労死等防止啓発月間」においては「しごとよりいのち」という言葉を掲げたデザインの過労死等防止啓発ポスターを作成し、全国の労働局や自治体、各地の主要駅等での掲示に加え、本年度は新たに、高速道路SA・PAや大手建設現場のデジタルサイネージへの掲出やショッピングセンターでの館内放送を行いました。一人でも多くの方に伝わる機会になればと考えています。

さらに、本月間を中心に全国47都道府県48会場で「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催しました。会場に足を運ぶことが難しい方にもご参加いただけるよう、今回は新たにインターネット会場を開設しました。これらの事業は、過労死等を防止することの重要性について国民の関心や理解を深める重要な機会となるものと考えております。

2022年12月25日には、「全国過労死を考える家族の会」の皆様にご参画、御協力をいただき、「過労死遺児交流会」を開催しました。今回の交流会では、お子様たちにはスキーやクラフト、いちご狩りの体験を、保護者の方には交流会や相談会にご参加いただきました。さらに、本年度から遺児等の健全な成長をサポートするため、オンライン相談室を開設し、子供たちやその保護者が抱える悩み等について専門スタッフがお話をお伺いしました。過労死で大切な御家族を失われた御辛苦は如何ばかりかと存じますが、この交流会や相談室が、参加さ

れたお子様や保護者の皆様にとって少しでも悩みや不安を和らげる機会となったとすれば幸いです。

これらの事業は、いずれも皆様の御協力を得ながら実施をしているものですが、来年度も、継続して実施したいと考えておりますので、引き続きのご協力をお願いいたしますとともに、より充実した取組となるよう進めてまいりたいと思います。

結びとしまして、過労死等防止対策推進全国センター

の今後の益々の御発展を祈念申し上げるとともに、今後も皆様との連携を密にしながら、働き過ぎによって心身の健康が損なわれることのない社会づくりに向けて一層の取組を進めて行くことをお約束申し上げ、私の挨拶いたします。

2022年 遺児交流会ご報告

全国過労死を考える家族の会 遺児交流会担当 渡辺 しのぶ

今年度の遺児交流会は、12月24、25日に群馬県水上町で行われました。本来ならば夏開催の予定でしたが、コロナ感染者が全国的に急増し、児童・生徒の感染も増加傾向にあったため、楽しみにしていた子どもたちには申し訳なかったのですが、直前に延期の決定をしました。その代わり、冬開催となったためスキーができることになりました。

開催日は冬型の気圧配置となり、交通機関への風雪の影響が心配されましたが、それでも全国各地から参加者が集まりました。当日は大雪で、駅を出たら白一色でした。オープニングセレモニーで各家族紹介をした後、大人と子どもに分かれての活動となりました。大人はこの一年の出来事や、悩み、子育ての心配事などを語り合いました。過労死遺族は、子どもに過労死のこと、自死のことなどを話すタイミングや、どこまで話すかなど、それぞれが問題を抱えています。この一年の間に、子どもに、「お父さんがどうして亡くなったかや過労死のことを伝えることができた」という話を涙ながらにしてくれた参加者がいました。

過労死は起こった時から様々な付加的問題が発生しますが、子どもを育てている家族にとっては認定をとるまでの苦労はもちろん、認定をとれても、過労死を子どもにどう伝えるか、成長に伴う進学先、そして仕事選びの時など、ずっと心配事が続きます。この会で同じ体験をした人の意見を聞き、少しでも将来の見通しが持てるようになると、気持ちが軽くなります。それがこの会に参加する意義の一つだと思います。子どもたちは年齢の低いグループと高いグループに分かれて、それぞれの活動

を行いました。小さい子たちは、お絵かきや粘土などで久しぶりに会った仲間と大騒ぎしていました。大きい子のうち希望者は、成人した遺児の話を聞き、自分のことを話す、という時間をとりました。親が一人の家庭にとって、年長の子どもは、お母さんを支えたり、下の兄弟の世話をしたりと、なかなか自分のことまでゆっくり考える時間が持てないことが多いです。この時間に少し先をいく遺児の話を聞いて、自分自身の好きなことや将来のことなどについて考える時間を持つことが、今後の進路の参考になるようにと考えての企画です。また、今年度から厚労省主催で子ども向けのオンライン相談室も開催されており、この交流会以外の時でも継続して相談できる仕組みも整い始めています。集まりの後で、小さい男の子たちは、大きくなった子どもたちにお風呂に入れてもらい大はしゃぎしていました。これもこの交流会ならではの光景です。翌日は雪の降る天候でしたが、子どもたちは張り切ってスキー場行きのバスに乗り込んでいきました。



スキーを楽しむ子どもたち

また、いちご狩り・クラフトチームも出かけていきました。その間に、お母さんたちは分かち合いと、子育て、

子供の心理、片親家庭の公的支援、年金について学ぶ時間となりました。夕ご飯の後はクリスマスということもあり、サンタも登場して大ビンゴ大会となり、子どもたちは大盛り上がりでした。



クラフトの様子

以下は参加者からの感想です。

『昨年度も大雪でしたが、今年もスキーをする子供たちにとっては雪に恵まれました。娘は前回に引き続き 2 回目のスキーです。「寒かったけどサラサラの雪で楽しかった!」とのこと。私一人でスキーに連れていくことは難しいので、とてもありがたい経験です。

わが家が初めて遺児交流会に参加したのは 9 年前の娘が年長の時。キラキラと輝くディズニーランド近くのホテル。暖かいロビー。子供たちのはしゃぐ顔。感謝してもしきれないほどよく面倒を見てくださる渡邊さん親子。心身ともに解きほぐされた記憶が残っています。現在子供たちと母親は、別のプログラムを行っています。今回は、子供たちがスキーなどを楽しんでいる間、私たちは子供たちの成長に連れて出てくる問題や、年金等について話し合ったり、専門家の先生のお話を聞いたりしました。普段なかなか口に出すことができない話を吐き出すことができる、貴重な時間です。親子ともにこの貴重な機会をいただいたことに本当に感謝しており、次の機会を楽しみにしています。ありがとうございました。』

全国過労死を考える家族の会 活動報告

全国過労死を考える家族の会 代表世話人 寺西 笑子

1 11 月恒例、全国家族の会統一行動開催

1 日目 (2022/11/9) 午前、全国家族の会第 35 回要請行動を行いました。厚生労働省は、玉木一成弁護士、地方公務員災害補償基金本部は、松丸正弁護士と平本紋子弁護士に同行いただき、「過労死等防止について考える議員連盟」から国会議員に参加いただきました。厚労省側は、労働基準局総務課古館課長はじめ各担当 12 名の対応でした。冒頭、玉木先生から過労死弁護団と全国家族の会の団体要請趣旨を話され、寺西から個別案件を含む要請書を手渡しました。次に玉木先生の進行で順次個別事案を訴えました。玉木先生は 1 件ごとに問題点を指摘され早期の認定を要請されました。議員連盟の山井議員からは、長時間労働とパワハラが増え続けている、訴えを聞き入れ救済するのが厚労省の役目だ、との意見がありました。厚労省の古館課長からは、依然として過労死が絶えない、しっかり取組んで対策を進めていくと回

答がありました。今回、個別要請 15 件の内 13 件が過労自死と精神疾患でした。パワハラ職場の蔓延が顕著に表れており、パワハラ対策は企業任せにせず国主導で防止対策を講じるよう強く要請しました。終了後、厚労省前で宣伝行動をおこない報告など訴えました。午後は、啓発シンポジウム中央会場に参加しました。

翌日 11/10 午前、全国家族の会の定期総会と交流会をおこない、北海道から九州の会員 37 名が参加し、統一行動は終了しました。

2 支給決定取消し訴訟が可能・東京高裁判決に、厚労大臣要請

事業主の A 財団は、職員が業務上認定 (精神障害) されたことで労災保険料が引き上げられることにより不利益が生じるとし、国を被告に労災の支給決定を取消す訴訟を提起しました。東京地裁は棄却しましたが、

2022/11/29 東京高裁は事業主による異議申し立てを認める判決を下しました。

前代未聞の判決に、12/5、川人博弁護士と寺西は、厚生労働大臣へ上告するよう強く要請をおこない、厚労記者クラブにて会見しました。



11/9 厚労省要請の様子

労災申請の経験者として、支給決定に至るまで非常に厳格な調査と評価のもとで認定されるものです。決して安易に支給決定されるものではありません。万が一にも東京高裁判決が確定すれば、労災補償を受け取っても、事業主からの訴えで争った結果、取消されることになれ

ば受け取った年金など国へ返還することになります。そうすると被災者の救済が明かに不安定になり、労災補償制度の考え方からも非常に過酷であると考えます。事業主の不服申し立ては断固許されるものではありません。なぜなら、事業主が支給決定を取り消す訴訟をすることで使用者責任は追及困難になり職場改善と再発防止策がとられないことになるからです。また、支給決定の取消し訴訟がまかり通ると申請すら恐ろしくて諦める人が増えます。いちばん危惧するのは労基署が支給決定の際、必要以上に慎重になり委縮することで、労働行政全体に悪影響が生じることです。絶対に確定させてはなりません。早急に最高裁と世論に訴える運動を求めます。



12/5 厚労記者クラブ記者会見の様子

山梨家族会からの報告

山梨過労死と労災問題を考える家族の会 代表 深澤 佳人

山梨過労死問題を考える家族の会（山梨家族会）は、2022年12月3日、対面で家族会を開きました。およそ3年ぶりのことです。会員10名の内、8名が集まりました。事務局を通じ「山梨家族会通信」を介して情報の交換はなされていましたが、やはり対面には及ばないと実感しました。

話題としたことは、過労死防止対策シンポジウム、新潟水道局Sさん裁判、甲府市役所Aさん裁判とIさんの事件、東京高裁労災処分差戻し判決、全国家族会から求められた意見集約などでした。

山梨家族会通信で報告している事については、皆さんよく承知していただいております。その中で、全国家族会の総会が今まで東京のみで行われていたことについて、「地方で行ってもよいのではないか」、「東京の会員数が多くても、東京で行うのは隔年でよいのではないか」、「山梨（甲府市内）に誘致してはどうか」という意

見がありました。山梨のシンポジウムと同じ日に開催してシンポジウムにご参加いただければ、山梨の取り組みの様子を知っていただけるという利点も生まれます。会員からの積極的な意見でしたが、これらについては全国の世話人会へ提案していくということになりました。

今年度のシンポジウムにおいては、山梨家族会の要望を色濃く受け入れていただきました。基調講演と「労災（公災）問題と対策」で、各講師には、全国の動向と山梨県内の相談状況や労災（公災）申請、裁判事例など身近なこととして取り上げていただきました。このことにより、一般の方だけではなく、山梨県内の行政に携わる方、労働組合幹部の方、弁護士や社労士など専門の方々に、過労死防止に向け、これまでに増してより喫緊に重大さが伝わったのではないかと思います。

これからも、進行中の甲府地裁での労災裁判に関心をもち、東京地裁等で開かれている裁判傍聴にも積極的に

参加していきたいと考えます。また、現在となりましては、県内の会員はすべて法律上解決していますが、その後でも悩みや問題は残されています。現在進行形の方が

入会された場合は、その方を優先し、各自の経験知を出し合い、専門家に相談申し上げながら頻繁に対面での会を行ってきたいと考えています。

岡山過労死を考える家族の会報告

岡山過労死を考える家族の会 代表 中上 裕章

岡山過労死を考える家族の会は、1995 年 11 月 23 日に、①家族・遺族が手を結び、肩に掛かる重みをみんなで支え合い励まし合う、②過労死・過労自殺の問題を広く社会にアピールし、過労死・過労自殺の発生の予防に取り組む、③過労で被災した本人と過労死・過労自殺の被災者の遺族のために、労災認定並びに企業補償の拡大に取り組むことを目的に結成され、今年で結成 28 年となります。岡山過労死を考える家族の会結成当時のメンバーはほとんどいなくなり、現在では、弁護士 5 名、遺族 3 名、その他の賛助会員が 2 名の合計 10 名となり、何とか会を維持しているのが現状です。2013 年に私の事件が解決してからは新たな遺族の入会がなく、岡山では過労死・過労自殺はもはや過去のものと思われていましたが、2022 年、岡山でもトラック運転手の過労死がありましたので、まだまだ過労死・過労自殺事件は田舎の町でも残っているのだと実感させられました。

岡山過労死を考える家族の会は高齢化が進み、またコロナ禍の影響でここ 3 年ほどは厚生労働省が主催する過労死防止シンポジウムに出席する程度の活動しかしていません。そのため、遺族同士の交流はメールや電話でのやり取りが中心となっています。しかし、コロナ禍が落ち着いたら、遺族やその他の会員の親睦と結束を図るためにも総会を開いたり、懇親会を開いていきたいと思っております。

そして、まだまだ過労死・過労自殺事案が時々見受けられますので、新たな会員を受け入れて裁判等の支援を行ってきたいと思っております。また、最近では過労死・過労自殺よりもハラスメントによる被災者が急増していますので、岡山過労死を考える家族の会は、ハラスメントによる被災者を受け入れられるよう門戸を広げておく必要があると考えております。

過労死弁護団の 2022 年活動報告

過労死弁護団全国連絡会議 幹事長 玉木 一成

1 脳・心臓疾患の労災認定基準改定後の動向

脳・心臓疾患の労災認定基準が 2021 年 9 月 14 日に改正されてから約 1 年 4 か月が経過したが、改正後の新労災認定基準に基づき労基署による自庁取り消し（逆転労災認定）が行われた件数は少ない。改定前に業務外で不支給決定を受け行政訴訟で闘う被災者や遺族が、新労災認定基準の適用を主張しなければ、行政側が新労災認定基準の適用の可否を検討しなかった事例もあった。新認定基準の改定内容により、労災認定すべきことが明白な事案については、速やかに不支給処分を変更するように活動を徹底していく。

新労災認定基準の改定後の 6 か月間を含む 2021 年度の労災補償状況が発表された。脳・心臓疾患は労災申請件数、認定件数とも減少したが、申請件数の減少が 31 件なのに、認定件数の減少が 22 件と、認定件数の減少の割合が高くなっており、過労死被害の救済の拡大となっていない。

労働時間だけでなく、負荷要因を総合して労災認定になった件数も、評価期間発症前 1 か月で認定された件数が 100 時間未満 80 時間以上で 4 件→7 件、80 時間未満 60 時間以上で 0 件→4 件、評価期間発症前 2～6 か月で認定された件数が 80 時間未満 60 時間以上で、17 件

→ 25 件と増加していますが、労災認定基準の改定の趣旨を徹底し、実質的には 1 か月の時間外労働時間数が 65 時間以上の場合には、労災認定されるように救済の範囲を一層拡大するように活動する。

2 精神疾患の労災認定基準の改定について

精神障害・自殺の労災認定基準の専門検討会が行なわれているが、当弁護団の精神疾患認定基準に関する精神障害検討班が専門検討会の動向を注視し、適宜、迅速に、「精神障害悪化の業務起因性について」「本人の対応の仕方、正当な人事労務権限の行使について」などのテーマについての意見書を厚生労働省に提出している。

2022 年 12 月 20 日には、第 10 回専門検討会が開催され、資料として、精神障害悪化の業務起因性について、「特別な出来事に該当する出来事がなくとも、悪化の前に業務による強い心理的負荷が認められる場合には、当該業務による強い心理的負荷、本人の個体側要因（悪化前の精神障害の状況）と業務以外の心理的負荷、悪化の態様やこれに至る経緯（悪化後の症状やその程度、出来事と悪化との近接性、発病から悪化までの期間など）等を十分に検討し、業務による強い心理的負荷によって精神障害が自然経過を超えて著しく悪化したものと医学的に判断されるときには、悪化した部分について業務起因性を認めることとする。」という改定案のたたき台が提示されている。精神障害の増悪についても、発症前と同じ要件で労災認定を認めるように認定基準を改定すること実現するように活動を継続する。

3 厚生労働省のメリット制度に関する検討と東京高等裁判所 2022 年 11 月 29 日判決について

厚生労働省において、「労働保険徴収法第 12 条第 3 項の適用事業主の不服の取扱いに関する検討会」が開催され、2022 年 12 月 13 日に報告書が発表された。その中で、労災保険給付支給決定に関して、事業主には不服申立適格等を認めるべきでないなどの報告がされている。ところが、同年 11 月 29 日、東京高等裁判所が、事業主による労災保険支給決定に対する事業主による取消訴訟の原告適格を認めず、訴えを却下した東京地裁判決を破棄し、事業主による原告適格があることを前提として、地裁に実体審理を行うために差し戻す判決を出した。

国は、上記判決に上告受理申立てをしたが、過労死弁護団としては、東京高裁判決を絶対に容認することはできない。その理由は、

ア 過労・ストレスによる疾患の労災認定は、被災者遺

族の救済、職場の労働環境の改善、過労死の再発防止にとって極めて重要な役割を果たしているが、前記判決は、使用者側が不服申立てをすることを認めることで、被災者・遺族の救済が不安定となり、職場環境の改善も進まない危険性が高い。

イ 労働基準監督署が、労災認定をした後に使用者から不服申立てが行なわれることを恐れて、労災認定をすることについて、消極的になる萎縮効果を生じる。

ウ 現状でも、労災申請手続において、調査に必要な資料を提出せず、隠蔽する事業主が相当数いるが、非協力的な事業主の対応が増加する危険性がある。

エ 労災認定手続を担当する人員が不足しているのに、使用者の不服申立てが行なわれることになれば、労働基準監督署や労働局などの労災行政の現場は大混乱となる。

オ 労災認定を踏まえて、事業主から被災者・遺族に損害賠償や補償が行なわれる事例が多いが、事業主からの不服申立てが行なわれることにより、補償・賠償の早期解決が困難となるおそれが高い。

過労死弁護団としては、前記東京高裁判決が確定することを絶対に許してはならないので、当該弁護団と協力して、国の上告受理申立が認められ、最高裁で破棄されるように、訴訟手続だけでなく、国民世論に訴える集会、署名活動、最高裁要請を行なっていく予定である。

4 最後に、過労死弁護団の草創期から活動されていた渡部泰吉弁護士、上柳敏郎弁護士が逝去されました。衷心より哀悼の意を表しご冥福を祈念いたします。



精神障害の認定基準の専門検討会の議論状況について

過労死弁護団全国連絡会議 事務局次長 岩井 羊一

精神障害の労災認定基準を検討する専門検討会が、現在行われています。

この検討会は、平成23年に策定された精神障害の労災の認定基準を改定するために設置されています。精神科の医師と労働法、社会保障法などの研究者等から構成されています。令和4年12月20日まで10回行われています。

過労死弁護団では、精神障害検討チームを設けて、動向を注視しています。議事録も公開されていますので、これまでの専門検討会での特徴的な議論を紹介します。

専門検討会では、ストレス調査や平成23年以降の裁判例等をもとに心理的負荷表の再編集をすることが検討されています。これまで過労死等の遺族、当事者が裁判で認められた事例が、心理的負荷表に取り入れられる提案もなされています。

パワハラについては、パワハラに該当する行為を「執拗」になされた場合に、心理的負荷が「強」となると定められています。しかし、セクハラの場合には「反復・継続」してなされた場合とされています。より厳しい要件を課してしているように読める表現になっていました。検討会の中では、パワハラの場合にも「反復・継続」された場合には心理的負荷の強度が「強」となり、さらに一回でも時間が長かったり、程度が著しい場合には「執拗な」パワハラとして、「強」に含まれる趣旨であることを明示される方向で意見が出されています。

精神障害の悪化について、現在の認定基準が、特別な出来事がなければ、業務起因性を認めないとされていたことについて議論がされました。一定の場合には「強」の出来事により悪化した場合についても業務起因性を認める方向で検討がなされています。ただし、どのような場合に悪化に業務起因性を認めるかについては認定基準の定め方と今後の運用により広く認められるようになるのか限定された場合に限られるのか、どのように認定基準に表記されるのか注目される状況にあります。

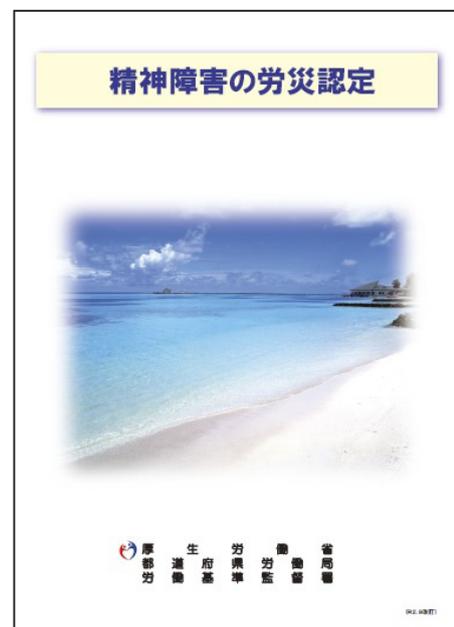
労働時間について、脳・心臓疾患の場合と比べてもさらに長時間でなければならぬ問題については、これまで通りで良いのではないかという議論がなされていま

す。この点についてはさらに検討を求める必要があります。

専門検討会の議論は、第10回まで一通りの議論がなされているので、今後、専門検討会報告書をまとめるための検討がなされると考えられます。いよいよ最終盤です。

過労死弁護団ではこの専門検討会に対応するチームをつくっています。チームでは、検討会の傍聴し、検討会の議論状況や弁護団の実務経験を踏まえて論点を検討し、意見書を作成しています。これまで7通の意見書を提出しています。これらの意見書は、関係団体の意見として、専門検討会の委員にも配布され、厚生労働省のホームページでも公開されています。

専門検討会の議論をみると、これまでの認定事例、裁判例が分析され、基準の策定に生かされています。救済を求める活動は過労死をなくすための活動と両輪であることを認定基準の検討会の議論で感じています。



現在の労災認定基準（パンフレット）

第8回全国大会を開催

— 過労死防止学会からの報告 —

過労死防止学会代表幹事 黒田 兼一

1 年一度の全国大会を2022年9月10～11日の2日間、京都の龍谷大学・響都ホールを使わせてもらって開催しました。京都駅（八条口）前の京都アバンティという建物の9階という交通抜群の豪華なホールでした。また、新型コロナウイルス感染症対策もあって、3年連続でオンライン併用の実施でしたが、龍谷大学の職員の適切な支援で成功裏に終わりました。

2 22年度大会のメインテーマ（共通論題）は「COVID19 災禍と長時間労働」でした。

初日（9月10日）は、「過労死・過労自殺の現状と課題」のテーマで、初めての他学会との共同シンポジウムを開催しました。古川拓氏と天笠崇氏の座長のもと、産業衛生学会から江口尚氏（産業医科大学）が「過労死、過労自殺対策における産業保健活動の今日的課題」を、日本うつ病学会から井上幸紀氏（大阪公立大学）が「過労死・過労自殺と関連する個人や社会の要因」をご報告されました。過労死防止学会からは、清山玲氏（茨城大学）が「過労死・過労自殺の現状といま求められている働き方改革」と題して報告を行いました。その後、江口報告に対して土谷良樹氏（東葛飾病院）が、井上報告に対しては天笠崇氏が、清山報告に対しては色部祐氏（いの健東京センター）がそれぞれの立場からコメントをしました。専門を異にする研究者による報告と意見交換はシンポに参加者全員にとって学ぶべき点が多いものでした。



共同シンポジウムの様子

3 2日目（9月11日）の午後は、今大会の共通論題のシンポジウムをおこないました。竹信三恵子氏（和光大学名誉教授）は「コロナ禍と女性労働——問われる『見えない過労』対策」、山本民子氏（江東区保健師）は「新型コロナ禍での自治体職員の労働実態と課題」、杉村和美氏（ユニオン出版ネッツ）は「コロナ禍でのメディア関連フリーランスの実態」、吉中丈志氏（京都保健会）は「コロナ禍での医師労働の諸相と働き方改革」、大きな問題を抱えている分野から具体事例を交えながらの興味深い報告が行われました。その後、石井まこと氏（大分大学）と早川佐知子氏（明治大学）がそれぞれの報告に対するコメントや質問をされ、報告者によるリプライがなされるなど、時間いっぱいを使ってのシンポジウムでした。WHOは「在宅勤務が増え、経済が失速したことで、長時間労働とそのリスクが一層悪化している可能性がある」と警告していましたが、まさにそれぞれの分野で違った形の深刻な影響が明らかにされました。

4 例年の大会と同じように、両日とも午前中は自由論題・分科会を行いました。報告者と報告タイトルを記しておきます。

- ・ 寺内宏伸氏（元労働基準監督官）「過労死防止からみた労働行政の問題点」
- ・ 三隅達也氏（宇部フロンティア大学）「『労働基準監督署による労災不支給処分取り消しに係る文書』の情報開示請求」
- ・ 中嶋清美氏（京都労災被害者家族の会）「過労死家族と過労死被害」
- ・ 本多雄二氏（過労死ゼロ代表）「過労死ゼロ社会の構築に向けた過労死等防止対策ホームページの統一の基準の提案」
- ・ 奥平隆氏（NPO 法人航空の安全・いのちと人権を守る会）「コロナ禍における航空労働者の実態と課題」

ー現場の危機的なストレス増加についての報告と考察」

- ・ 大塚泰正（筑波大学）「国内航空会社勤務の客室乗務員のストレスとその対策」
- ・ 宗光美千代（NPO 法人航空の安全・いのちと人権を守る会）「ANA 客室乗務員Tさんの労災申請とその後」
- ・ 岡村晴美（弁護士）「ハラスメントを構造から理解する——パワーハラスメント、いじめ、DV」
- ・ 尾崎正典（静岡家族の会）「教育現場 労働災害の患者職員に対する厳格な復職補助規格の必要性の模索」
- ・ 西垣迪世（兵庫過労死を考える家族の会）・玉木芳法（弁護士）・遺族（兵庫過労死を考える家族の会）「川崎重工株式会社中国出向エンジニア過労死事件提訴の報告」
- ・ 尾林芳匡（弁護士）・白神優理子（弁護士）・N.N（家族）「海外赴任者の過労死」
- ・ キュンチョメ（表現の調査団）「美術家のハラスメント」
- ・ 杉村和美（ユニオン出版ネッツ）「出版フリーランスへの経済的ハラスメントについて」
- ・ 深田晃司（映画監督、日本芸能従事者協会）「映画制作現場でのハラスメントなど適正化の取り組み」
- ・ 船橋淳（映画監督、action4cinema）「映画・ある職場から見てきたハラスメント」
- ・ 西川三和（映画監督、action4cinema）「映画業界の過重労働について」
- ・ 佐藤大和（弁護士）「芸能従事者の誹謗中傷・ハラスメントによる精神的ストレスについて」
- ・ 岸田花子（民放労連）「民放テレビ・ラジオ局の意思決定者の男女比率調査結果」
- ・ 松本博史（元俳優、芸能人のセカンドキャリアを支援する会）「芸能人のセカンドキャリアの発想」
- ・ 森崎めぐみ（俳優、全国芸能従事者労災保険センター理事長）「コロナ禍の芸能従事者のハラスメント状況」

以上、分科会は、労働行政問題から海外勤務者の過労死、芸術芸能分野のハラスメント問題まで、3会場に分かれて2日間、25人による実に多様な報告でした。



分科会の様子（第1分科会）

5 これら第8回大会の詳細な内容は、2023年3月に発行予定の『過労死防止学会誌』第3号に掲載予定です。ぜひご覧下さい。

なお、2023年の第9回大会は東京・明治大学の駿河台キャンパス・リバティタワーで、9月9日（土）10日（日）の予定で開催します。詳細については、後日、学会ホームページと会員の皆さんには郵送でもお知らせします。

特集1 各地の過労死防止啓発シンポジウム

2022年度も、全都道府県及び中央会場の計48会場で、過労死防止啓発シンポジウムが行われました。

2020年度はコロナ禍の影響で、2019年度の5753人から2052人減の3701人でしたが、2021年度はやや持ち直して、4423人となりました。

2022年度は昨年度より79人増の4502人でした。

本号では、①中央会場、②山形会場、③福島会場、④茨城会場、⑤千葉会場、⑥神奈川会場、⑦新潟会場、⑧富山会場、⑨石川会場、⑩長野会場、⑪島根会場、⑫大分会場の報告を掲載するとともに、全国の最終結果を23ページに掲載します。

【①中央】東京中央会場(11月9日)の報告

弁護士(東京) 玉木 一成

シンポジウムは、イイノホールで、2021年より1時間早く13時から開会しました。

最初に加藤勝信厚生労働大臣(審議官が代読)から開会挨拶があり、次に、過労死等防止について考える議員連盟の田村憲久会長からも挨拶がありました。

次に、厚生労働省労働基準局総務課長から、令和4年版「過労死等防止対策白書」の内容の紹介があり、令和3年7月30日に閣議決定された「過労死等の防止ための対策に関する大綱」に基づき、新しい働き方であるテレワークや新型コロナウイルス感染症の影響に関する調査分析結果などの報告がありました。

引き続き、過労死等防止推進全国センター代表幹事の川人博弁護士から次のような具体的事例の報告があり、その教訓を踏まえて、過労死防止対策の強化が訴えられました。最近の労災の事例として、①うつ病を発病した後、休職と復職を繰り返した事例や、②メディア業種で、6年前に過労死を発生させた同じ職場の労働者が過労死した事例を紹介し、再発ではなくて再々発の防止をしなければならないという由々しき事態であること、③奈良県という地方公共団体で発生した過労死について、県知事を先頭に過労死防止をする必要があること、他にも多数の過労死事例が報告されました。最後に、労働安全衛生法には事業主が労働者の労働時間を把握する義務が定められているが、これが適正に行なわれておらず、特に労働時間の自主申告制に大きな問題があるという指摘が

されました。

次に、「過労死を考える家族の会より体験談」の訴えとなり、全国から4人の遺族の方が体験談を報告しました。2021年は、コロナ禍のために上京が難しいなどの理由で、ビデオ報告や代読でしたが、2022年は4名の方が登壇され、直接体験談が話されました。その訴えは、過労死被害の本当に辛く、過酷な体験を切々と訴えるもので、参加者には、大切な家族を過酷な労働や心ないハラスメントにより喪った深刻な体験と、過労死を考える家族の会が過労死を根絶するためにあることの思いが伝わりました。

今年も過労死家族の会の体験談の報告は前半の最後、シンポジウムの中盤で行いました。

その後休憩となり、2021年と同様に3つの異なるテーマでA会場、B会場、C会場の分科会が行なわれました。A会場、C会場の参加者は移動をしました。異なるテーマで講演を行い、参加した方からの質疑時間を設けるなど充実を図ることを目標としました。

A会場は、労働安全衛生総合研究所・過労死等防止調査研究センター上席研究員の久保智英先生が「オフの量と質から考える働く人々の疲労回復」とのテーマで講演をされました。慢性的な睡眠不足による過労死等の実態解明に関する研究報告がされ、労働者の疲労回復は物理的に仕事から離れるだけでなく、心理的にも離れることが重要であると強調されました。

B会場は、須田洋平弁護士が「ビジネスと人権の視点から見た過重労働・ハラスメント問題」とのテーマで講演されました。労働者が健康を損なう、ひいては生命を失うことがある過労死は、生命に対する権利や健康を享受する権利などの人権を侵害するものである。人権は伝統的には国家に対するものであったが、グローバル化により国境を超えた人権侵害が生じていることから、企業も、人権の保護、支持、尊重をすべきであり、国内法が国際基準を満たしていない場合は、国際基準を遵守し人権侵害をしないように努める義務があるなどの説明がありました。

C会場では、「働きやすい職場づくり等、企業、労働

組合から取組事例紹介」と題した分科会が行なわれました。「株式会社キットセイコー」「大和美術印刷株式会社」「KDDI 労働組合」の3つの企業、労働組合から報告がありました。社員の命を大切にして過労死を防止する実践をより多くの人に知ってもらう必要があることがわかりました。

最後に、A会場では、過労死を考える家族の会代表の寺西笑子氏が基調な調査分析による教訓を職場で活かし、一層の過労死防止対策が必要であると訴え、閉会の挨拶をして、シンポジウムは16時に終了しました。この日の参加者の総数は、講演者、スタッフを含め250名でした。

【②山形】山形会場のご報告

弁護士（山形） 脇山 拓

開催日時 2022年11月24日（木）13:30～15:30

開催場所 山形国際交流プラザ

山形ビックウイング4階忠会議室

基調講演として、「業界、業種を越えて考える、ワークライフバランスの実現」と題して、セントワークス株式会社の一ノ瀬幸生氏からご講演いただきました。

職場内で、例えばライブのために休めるようにしたいなどの共通の目標をかかげ、それに向けてどのように業務効率を上げるか等を協議し、改善していくというコンサルティングの事例のご紹介があり、人事労務担当者には参考になるものであったのではないかと思います。

労働者側で労働事件を扱っていると、こういった改革をすすめることを主導できる・理解がある・コストをかけられる経営陣がいるということ自体が、相当良い職場環境なのではないかという感想をもちました。

次に、株式会社サニックス（板金塗装・車両整備等自動車関係で幅広い業務を行っている中小企業）から、「中小企業の過重労働対策～中小企業だからこそできる公的支援を利用した取り組み～」と題して、事例のご紹介いただきました。

工場の動線の改善や、負担の少ない体勢で整備作業ができるよう、車を持ち上げる機械の導入などに、様々な補助金・助成金の利用をしたこと、企業団体から発信さ

れる公的支援の情報を随時確認しており、公的支援制度があることをきっかけとして、業務改善に使えないか常に検討しているというご紹介がありました。

業務軽減・過重労働対策という政策実現のために、使いやすい公的支援を用意することが、具体的な改善の契機になっているということを実感するお話であると感じましたし、常に新しい制度についての知識を吸収する柔軟な経営陣であり素晴らしいと思いました。

遺族からの声としては、県内で近時和解で解決した、自動車販売店でのパワハラ自死遺族の方からお話をいただく予定でしたが、コロナ濃厚接触者になったということでかなわず、動画にて遺族会の方のスピーチをお聞きいただきました。

会場は（コロナ対策のため席をまびいていますが）用意された席はほとんど満席状態で、メモをとりながら熱心に聞いている一般参加者も散見されました。

大変意義のあるシンポジウムとなったと考えています。

【③福島】福島会場の報告

宮城過労死を考える家族の会 芳賀 直

福島県のシンポジウムは、福島県郡山市の郡山商工会議所6階大ホールにおいて開催されました。福島県には過労死家族の会がまだできていませんが、宮城県の家族の会の会員が一人いるので、宮城の会が中心になって支援しています。福島県は県の面積が広いために、会場を福島市と郡山市の中通りの県北、県中を交互に開催してきました。そのために参加者の範囲が狭く広がりが見えません。浜通り、中通りの県南、会津地域での開催を検討していますが諸事情でまだ開催にこぎ着けていません。また、協力団体として、労働団体や法律家団体、中小企業経営者団体が入ってないので、福島県内にもっと広げる努力が必要と感じています。

今年は、40名弱の参加でしたが、参加者は、50才以

上の人たちが8割を超えて若い層が極端に少ないのが気になりました。

さて、基調講演は、「産業医から見る過労自殺企業の内側」として、産業医の大室正志氏から、お話しいただきました。過労死（自殺）を出さないために、企業として何をしなければいけないのかわかりやすく話をされて、参加者の皆さんは真剣に聞き入っていました。遺族からの訴えは、東京の参加者からの訴えと、初めての地元福島の参加者からの訴えがあり、他の参加者の皆さんは福島にも遺族がいることにびっくりしていました。

次回のために、地元の団体での実行委員会を作って進められる努力をしていきたいです。

【④茨城】茨城シンポの報告

働くもののいのちと健康を守る茨城センター 事務局長 加賀美 哲也

厚生労働省主催で開催される「過労死等防止対策推進シンポジウム」茨城会場は、2022年11月11日（金）につくば国際会議場を会場に多くの事業者関係や労働組合関係者などの参加で開催されました。コロナの第7波が一段落し、感染がちょっと落ち着いている時期でもありましたが、感染対策に気を付け、参加者同士、十分な距離をとって座り、換気にも気を付けながらの実施となりました。

今回のシンポジウムでは、まず、基調講演として吉川徹氏（独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所）から「過労死等防止に役立つ職場環境のヒント」と題して講演していただきました。

まず、過労死等の実態と過重労働メンタルヘルス対策の力点についての話があり、脳心臓疾患と精神障害での自殺や労災認定事案の発生率などについて説明がありました。過労死等認定事案の93%は「長時間の過重業務」が要因であるとのことでした。次に過労死等のメカニズムと防止策のお話があり、対策として時間外・休日労働

時間等の制限、労働安全衛生管理体制の見直し、保健指導、風通しのよい職場風土づくりなどについて具体的な事例も取り上げての説明でした。またストレスチェック制度の活用やストレスを減らす職場環境改善の視点などについてのお話がありました。最後に、隣の参加者同士で、配布された「働きやすい職場づくりに役立つ職場環境改善事例」12事例の中からそれぞれが3つ選び、その選んだ事例と選んだ理由についての意見交換を行いました。そこでは、職種の違いや職場での立場の違いによって、いろいろな視点があることが分かりました。

過労死遺族の声として、東九州過労死を考える家族会の佐藤久恵さんからシステムエンジニアだった息子さんの過労死についてのお話がありました。長時間労働や職場上司との関係など過酷な状況におかれていたことがリアルに伝わってきました。

今後も引き続き、このようなシンポジウムを実現していけるように努力していきたいと思っています。

【⑤千葉】千葉会場の報告

働くもののいのちと健康を守る千葉県センター 中林 正憲

千葉会場の特徴は、協力団体・個人で構成する実行委員会をつくり企画を構想しているところと思ひ、企画に至る経過及び当日の内容を報告します。

1 実行委員会の開催：2022年6月、過労死シンポを企画する実行委員会を例年通り開催しました。実行委員会では、①開催日時をそれぞれの団体の行事を踏まえて決めます。②次に、今年の過労死シンポのテーマを決めます。全員が発言し、最終的に全員が一致したものをテーマとします。③続いて、過労死家族の体験談の依頼を確認します。

テーマについて：「テレワーク労働者の健康管理」「過労死防止のための睡眠」などが出されましたが、パワハラ問題は新たに定義が出されているが十分に伝わっていない状況にあることから、最終的に、「パワハラ問題の基礎的内容」の話を知りたいということで一致しました。

講師について：今年は、女性講師を希望する意見があり、講師一覧からパワハラ問題で好評の津野香奈美先生を第1候補として依頼することになりました。

過労死家族の報告：今年は、パワハラを受けた本人からの話を聞きたいという意見が出され、探すことになりました。実際に探す段階で、パワハラを受けた人に、パワハラを具体的に話してもらうことを依頼して良いのか迷いがあり、専門医に確認したところ、フラッシュバックなどで体調を崩す恐れがあり避けるべきとの意見をいただいたことから、過労自死事案の家族からの報告とすることになりました。

チラシの作成：3種類の中からそれぞれ挙手で選びます。千葉の場合は、チラシに実行委員会に参加している団体を協力団体として列記しています。

2 当日の企画：I部は、労働局長の主催者あいさつに続き、協力団体代表として①経営者協会、②連合千葉、③千葉労連の3団体からのあいさつ。

II部は、①労働局報告：「過労死等や労働時間の現状などについて」

②基調講演：「パワハラを起こす企業と起こさない企業はどこが違うのかーパワハラ上司を生み出さないためにできることー」

講師：津野 香奈美氏（神奈川県立保健福祉大学院 准教授）

③過労死家族2名から、パワハラ自死家族の体験談

3 今年度の過労死シンポは、冷たい雨の降る最悪のコンディションの中での開催となりました。参加者については、100名を目標にしましたが、2021年と同数の79名にとどまりました。基調講演はパワハラ問題を理解する上でとても参考になる話で、パワハラ自死を予防するために多くの人に聞いてもらいたい内容がいっぱいでした。次の機会には、過労死の実態を知ってもらうために、宣伝の仕方を工夫したいと反省しました。

最後に千葉会場のII部報告者は、全員女性というのも今回の特徴の一つとなりました。

【⑥神奈川】神奈川会場のシンポジウムのご報告

神奈川過労死対策弁護団事務局長 弁護士 永田 亮

2022年度の神奈川県における過労死等防止対策推進シンポジウムは、例年通り全国に先駆けた第一弾として2022年11月1日（火）に日石横浜ホール（桜木町駅）で開催されました。協力団体として、過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労

死弁護団全国連絡会議、労働組合からは日本労働組合総連合会神奈川県連合会、神奈川県労働組合総連合が名を連ねているほか、企業団体から、神奈川県経営者協会、神奈川県商工会議所連合会、神奈川県商工会連合会、神奈川県中小企業団体中央会、神奈川県経済同友会も参加し

てくれています。

神奈川県では、毎年、シンポジウムの企画準備から、神奈川県過労死対策弁護士や神奈川県過労死等を考える家族の会、労災職業病センターやいのけんセンター等の協力者が集まって、講師の選定などの企画準備を行っています。2022年度は、2022年4月からパワハラ防止法上の各種義務が中小企業にも適用対象となったことを受け、第1部としてパワハラ対策と長時間労働対策を、第2部として遺族の体験談及びベストプラクティス企業として表彰された企業からの報告、第3部として質疑応答、という3部構成で企画をしました。

神奈川県労働局からの現状報告のあと、第1部の基調講演として、「パワハラが疑われる事例の職場復帰に向けた注意点等ー産業医の視点からー」と題して、産業医科大学の産業衛生教授の宮本俊明先生より、パワハラ相談に関する経験談、パワハラの類型や問題点、職場復帰の際の注意点などが説明され、会社の責任として毅然と対処をすべきことなどがお話しされました。また、神奈川県過労死対策弁護団の笠置裕亮弁護士からは、取り扱った事案の経験談として長時間労働の問題性が語られたほか、過労死・過労自死は学生が就職先として選ぶ際にも重要な関心事であることなどが語られました。

第2部は、兵庫過労死を考える家族の会より、ご子息を神奈川の企業で亡くされた西垣迪世さんから体験談をお話いただき会場参加者の胸を打ちました。また、株式会社荏原精密より業務分担の見直しやスマートフォンやアプリを利用した業務改善、育休取得などの積極化により離職率が低下するだけでなく経営上のコスト削減にも繋がるとの経験談が語られました。

第1部等の講演が非常に充実したものであったため、

第3部には非常にたくさんの質問が寄せられました。宮本先生と笠置弁護士をパネリストとして、永田がコーディネーターとして、時間の都合上全てを紹介することはできませんでしたが会場から寄せられた多数の質問に対する回答が続きました。最後に神奈川県過労死対策弁護団代表の野村和造弁護士より閉会の挨拶がなされ、非常に充実したシンポジウムとなりました。



質疑応答の様子1(左は笠置弁護士 右は宮本先生)



質疑応答の様子2(右は永田弁護士)

今回も136人の参加があり、関係者を含め会場キャパシティの上限に達する多数の参加がありました。神奈川県は例年企業関係者の参加が多く、企業関係者に対して、過労死やハラスメントの問題を認識してもらえる重要な機会として、今後も充実したシンポジウムの準備を進めていければと思います。

【⑦新潟】新潟会場報告

弁護士(新潟) 大澤 理尋

2022年度過労死等防止対策推進シンポジウム新潟会場は、7回目で初めて長岡市での開催となりました。

いの健新潟の役員が新潟市と長岡市内の労組を訪問して参加を働きかけ、また、新潟県労働局が企業に働きかけを行った結果、約90名の参加がありました。

最初に、主催者挨拶を兼ね、新潟労働局監督遠藤課長

より、「新潟労働局における過労死防止に係る取り組み」が報告されました。令和3年度の脳心疾患の労災申請件数は10件、精神障害は19件であり、認定件数は一桁で推移しています。また、新潟県労働局における長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果(令和3年4月から令和4年3月実施)によると、547調査実施事業

場のうち 176 事業場 (32.2%) で違法な時間外労働があり、うち過労死ライン越えの 80 時間以上が 80 事業場、200 時間を超える事業場も 2 か所ありました。

次に、労働現場からとして、連合新潟の筒井副事務局長より、連合新潟が受けた労働相談の概要について報告がありました。メールやラインも含め年間 200 件前後の相談があるが、最近は増加傾向とのことです。年代別では 40 歳代が最も多いが、20 歳代の件数は前年比 1.8 倍と伸びています。職種別では医療や介護が多く、相談内容ではハラスメントが一番多く、医療や介護ではコロナ感染症の影響で過大な制約を受けている中で仕事をせざるを得ない状況が反映されているのではとのことでした。

また、建交労トラック部会部会長の結城さんからは、日本の物流の 9 割を担っているトラック運転手の過酷な実態について報告がありました。コロナ禍でネットショッピングが盛んになり、運賃無料の陰で長時間低賃金構造が加速しています。トラック労働者の労働時間は厚生労働省の「改善基準告示」によって規制されていますが、現行の基準では一日の拘束時間の上限は 13 時間を基準とし 16 時間まで、年間 293 日、3516 時間以内とされ、一か月 100 時間・最長 125 時間を超える超過勤務が容認されています。トラック労働者の脳心疾患の労災の発生率は平均の 10 倍にもなっています。このため、基準を改善する動きがありますが、多くのトラック労働者は歩合制のため、労働時間が短くなると収入が減り生活ができません。労働時間の短縮とともに、賃金引上げの対策も必要です。

今年の講演は、「パワハラを起こす企業と起こさない企業は何が違うのかーパワハラ上司を生み出さないため

にできること」という演題で、神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科准教授の津野香奈美さんよりお話をいただきました。パワハラの基本知識、パワハラを引き起こす企業の特徴、パワハラを起こさない企業にするには、という概要でお話されましたが、厚生労働省の検討委員会の報告書や海外と日本の比較資料などを駆使してわかりやすく迫力ある内容でした。印象に残った点は、パワハラを引き起こす企業の特徴として、①要求度やプレッシャーが高い、②役割葛藤・役割のあいまいさがある、③社員に「タフさ」を求める、④冗談やからかいを容認している、ことです。また、パワハラが発生が少ない企業の特徴として、心理的社会的安全風土の重要性が強調され、その実現のための CREW プログラム (3 か月以上かけた対話セッション) が紹介されました。

最後に、「過労死を考える家族の会より体験談」として、新潟市水道局パワハラ自死事件遺族の M さんより、2022 年 11 月 24 日に勝訴判決があった裁判の経過報告とともに、真摯な謝罪と再発防止策の実施を求めていることが報告されました。

本年度のシンポジウムは大変充実した内容でした。近年、コロナ禍が労働現場に大きな影響を与えており、また、パワハラに関する相談が少なくありません。これらは、過労死防止と密接に関わります。今後も同様のテーマで企画ができればと考えています。

(本稿は、新潟いの健ニュース第 8 号、2022 年 12 月 22 日に掲載された働くもののいのちと健康を守る新潟県センター (略称「いの健新潟」) の坂井希美子事務局長による報告に加筆したものです)

【⑧富山】富山会場の報告

弁護士 (富山) 春山 然浩

過労死対策シンポ富山会場が、2022 年 11 月 18 日に富山市内で開催された。

約 80 名の参加があり、会場の席はほぼ埋まっていた。参加者の半数以上は民間企業関係者だったが、これは、富山会場では長時間労働・過労死を防ぐには企業の意識を変えることが効果的だとの考えのもと、主に企業向け

に広報をしていることによると思われる。

富山労働局から、全国及び富山県の労働時間の状況等について報告がされた。富山県は全国平均より労働時間が長く、有給取得率が低い傾向があるとのことで、長時間労働抑止のさらなる取り組みやその危険性についての啓発が必要であると感じた。

その後、横浜法律事務所所属の弁護士の笠置祐亮先生から「パワハラ・過労死を防ぐために使用者が行うべきこととは一実際に起きた事例から読み取れる教訓」と題するご講演をいただいた。笠置先生からは、ご自身が取り扱った事件をもとに、長時間労働により脳疾患を発症して死亡に至ってしまい、会社も多大な補償を強いられること、パワハラ防止対策をしてもそれがいい加減であれば悲惨な被害が起きうること、近時は共用 PC や自宅端末による労働の管理も必要であることなどについてお話いただいた。長時間労働やパワハラの被害を防ぐため、特に企業関係者には大変有益なお話だったと思われる。

次に、過労死遺族の方の体験談として、NHK 記者の佐戸未和さんのお母様である佐戸恵美子さんからお話をいただいた。外国でお子さんの突然の訃報を聞いた際の衝撃、過労死との真相を知った無念、さらなる被害を防ぐとの強い思いでお辛い経験を語り続けるとの決意に心を打たれた。さらに、無責任かつ佐戸さんの被災後も労働

環境が変わらず、企業からの謝罪もなく、さらに被害が出ているとのお話もショックだった。社会に正義を訴えるべき報道機関において、悲惨な被害が起きてもお自浄作用が働かないことに、現在の日本の伝統的企業ないし社会システムの構造的な欠陥を感じた。

最後に、神奈川県立保健福祉大学准教授の津野香奈美先生から「パワハラを起こす企業と起こさない企業は何が違うのかーパワハラ上司を生み出さないためにできること」と題するご講演をいただいた。職場の余裕のなさがパワハラの一原因だが、反対に暇な職場でも暇であるがゆえにパワハラが起きること、役割の葛藤・あいまいさがパワハラの原因となること、職場の雰囲気だけでなく、上司が寛容すぎてもパワハラが起きること、ストレス・睡眠不足があると攻撃性が増してパワハラが増えることなど、えっと思うご指摘が多く、大変勉強になった。

2023 年も、同様に有意義な内容を実現したいと考えている。

【⑨石川】石川会場のご報告

働くもののいのちと健康を守る石川センター 事務局長 川上 仁志

11 月 8 日、石川県で過労死等防止対策推進シンポジウムを開催、49 名が参加しました。

石川労働局からは、過労死等防止大綱に定める数値目標に向け、2025 年度までに、

1) 週労働時間 40 時間以上の雇用者のうち、週 60 時間以上の雇用者割合を 5% 以下にすること。(下記グラフ、低下傾向、北陸三県は全国に比べて 2 ポイント程度低くなっている)



た企業割合 5% 未満、導入している企業割合を 15% 以上にすること。

3) 年次有給休暇取得率は、70% 以上※(令和 2 年の年次有給休暇取得率【石川】55.2%) にすることが述べられました。

また、厚労省によると、労災は、2021 年度の取りまとめでは、脳心臓疾患による労災請求件数が減少傾向にある一方で、精神障害による請求件数は増加し続けていることが述べられました。

基調講演では、産業カウンセラーの三木啓子さんが「ハラスメントのない職場環境に向けて」と題して講演されました。

厚労省の調査では、全国で 32,025 社に立ち入り調査し、違法な時間外労働が確認されたのは 10,986 社。そのうち 1 か月の残業が 80 時間を超えたケースは 4,158 カ所、100 時間を超えるケースは 2,643 カ所にのぼり、中には残業が月に 246 時間の悪質な事例もありました。

印象に残っているのは、長時間労働がパワハラの「過

2) 勤務間インターバル制度については、知らなかつ

大な要求」に該当すること。長時間労働とパワハラは表裏一体であることでした。ハラスメントは人権侵害（ハラスメントは苦しめること）、セクシャル、パワー、マタニティ、パタニティなど12種類もある。「支配」と「服従」でコントロール、ハラスメントが起こる。誰でもなりうるということです。三木氏は傍観者になってはいけなと述べました。使用者（事業主）だけでなく、管理監督者等の履行補助者は、民事上の安全配慮義務の遂行責任を負うこと。派遣労働者については派遣元、派遣先の双方が責任を負うことを話されました。

また、ハラスメント防止に向けて、①教育・研修・啓発の推進、②相談体制の整備、③実効的防止指針の作成・整備等が必要であり、そのために、ハラスメントに対して正しい知識・認識をもつこと、適切な相談対応を行うこと、無意識の偏見を払拭すること、相手をリスペクト

することが大切であると指摘されました。



石川会場の様子

【⑩長野】長野会場のご報告

働くもののいのちと健康を守る長野センター 事務局長 八重田 景子

過労死について考えるシンポジウムが「過労死等防止啓発月間」に合わせて、2022年11月14日、長野県松本市キッセイ文化ホールにて開催されました。例年、いの健長野センターと労働局、シンポジウム事業受託事業者のプロセスユニークの担当者と、事前に今年はどのようなシンポジウムにするか、内容、会場の打ち合わせを行っています。会場には、労働組合、過労死家族の会、企業の担当者等様々な方が参加され、2人組で参加している企業が複数見られ、およそ100人が集まりました。

最初に全国的にも有名な蟻ヶ崎高校書道部の皆さんが大きな紙に大きな筆で作品を作りあげる、書道パフォーマンスの動画を視聴しました。「過労死ゼロ！！改革」と力強く書き上げる姿が印象的でした。また、その作品で過重労働禁止キャンペーンのポスターを作成され、配付されました。一般的なポスターよりも迫力があり、メッセージが伝わりました。



「過労死ゼロ！改革」ポスター

その後、基調講演は、「長時間労働者の面談結果から見える労務管理と問題点～過労死等防止対策推進法の効果と課題、産業医の視点から～」と題して、沖野知範医師から講演頂きました。沖野医師は、「面接指導から感じるのは長時間労働が集中力の低下や業務の遅れにつながり、これによってプレッシャーが増大し、さらに作業効率が悪くなり、業務上の負の連鎖だ」として、適切に休むことの必要性を指摘しました。

取組事例報告では、書籍印刷を基盤に多様な情報を加工する県下最大規模の総合印刷業の「大日本法制印刷株式会社」様より、業務の効率化や女性の多い職場ならで

はの工夫についてお話頂きました。



会場の様子

続いて、パワハラなどにあつて 10 年前に 21 歳で自殺し労災と認められた女性の母親である伊佐間佳子さんが講演を行いました。このなかで伊佐間さんは「娘は、職場でとても頑張り、パワハラにも耐え続けていたこと。背を向けて泣いている娘に『もう辞めていいよ』と声をかけると『お母さん大丈夫だから』と笑顔を見せ、その数時間後に命を絶ってしまった。」と当時の娘さんとご家族の苦悩や葛藤を赤裸々にお話頂き、情景が目に見え、胸が締め付けられる思いでした。伊佐間さんは最後に「先輩からのパワハラやいじめを放置した会社には重

大な責任がある。職場で苦しんでいる人にはまわりの人が手を差し伸べてほしい」と訴えました。



遺族の訴えをする伊佐間さん

会場には、自殺した息子が先月、過重労働で労災と認められた松本市の吉田恵美子さんも訪れ「経営者には問題に気がついた人が声をあげられる職場環境が必要だと考えて動いてもらいたい」と話していました。

過労死はあつてはなりません。しかし現実起きてしまっています。この事実を把握し、今後働く特に若い世代の方々には、「過労死ゼロ。健康で充実して働き続けることのできる社会を」というメッセージを伝えていかなければならないと強く感じました。

【⑪島根】来場者の「参加して良かった！」 の一言に感激

山陰過労死等を考える家族の会 事務局長 三浦 一雄

今年度の過労死等防止対策推進シンポジウム（江津市開催）は、事前参加申込者数低迷により、これまでにない行動をしたと反省もしましたが、結果として納得のいく企画どおりのシナリオとだったと思っています。私達は過労死シンポ開催地にあたっては島根県内 8 市巡回を基本に実施し、2022 年度は最後の江津市開催になりました。

過労死等防止対策推進法は、2014 年（平成 26 年）6 月 20 日国会において全会一致可決成立しましたが、島根県内の県市町村議会で唯一、江津市議会だけが 3 名の反対者によって不採択となった経過からシンポ開催が遅れたのです。開催一年前には開催場所を仮予約する一方

で、基調講演登壇者は寺西笑子全国過労死を考える家族の会代表にと決めていたのです。

事前周知が良かったのか、開催当日は一举に満席状態（一般参加者は 139 名、登壇者・スタッフ含む総参加者数は 151 名）でした。私は過去に寺西笑子代表の講演を幾度となく聴講していましたが、今回は格別、性根が入っていたのです。

感極まっつてか、涙もステージ袖で確認できるほどの過労死問題に対する熱意が伝わりました。

参加者から『過労死問題は他所のことと思っていたが、寺西さんの話で他人ごとではないと思いました。来てよかったですよ。』と言われた一方で、『江津市議会は

つまらんな〜。大切な請願書を反対する議員がおるようじゃ〜駄目だな〜!』とつぶやく方々も何人かおられました。

江津市開催、良かったです。大きな手応えを感じました。

【⑫大分】大分会場のご報告

過労死防止全国センター 大分幹事

東九州過労死を考える家族の会 大分事務局 弁護士 藤崎 千依

平成27年1月に自主開催のシンポを大分県弁護士会の会場で行い、その後毎年国主催のシンポジウムを行うようになって、すでに今年で8回目のシンポとなりました。

会を重ねる毎に、毎回プログラムに苦慮し、マンネリを防ぐためにどうしたら良いかと悩むようになりました。

特に令和2年からは、新型コロナウイルスのまん延により、開催自体が危ぶまれたり、感染対策のために例年よりも定員を少なく設定したり、緊急事態宣言が突然出たときはどうするのか、感染者が出たらどうしようなど心配も多くなりました。

大分県を初めとして全国の感染状況は、決して良い状態とは言えないものの、徐々に生活も普通に戻っていき(マスクやシールド、消毒液など、感染対策として用意しなければならぬ状態は変わりませんが)、今年も無事に開催にこぎ着け、100人近い参加者にも恵まれ、成功と言える結果だったと思います。

令和2年からは、プログラムを少し絞り、時間も2時間程度と少し短縮して行っています。そうした意味では、まだ通常の状態に戻ったとは言いがたいのかもしれませんが、逆に、時間を短縮したことで、参加者の方々によりプログラムに集中してもらいやすくなり、内容がより浸透するようになった一面もあるかと思えます。

今年は、基調講演を医療法人社団弘富会 神田東クリニックの精神科専門医であり、指導医である高野知樹医師にお願いしました。

テーマは、「職場復帰支援に関する最近の話題」です。

私も、労働問題を扱う弁護士として、職場でのトラブルや過労などで、精神的な問題を抱えてしまった労働者が職場に復帰することがいかに難しいかは日々実感しています。

高野医師は、「職場復帰支援の流れ」として、5つのステップを提示され、そもそも病気で休業するという判断をどの段階でするのか、休業した後の職場復帰の医師としての判断基準はどこにあるのか、医師が職場復帰可能と判断した場合にどのような職場復帰プランを立てるのか、職場復帰した後のフォローアップはどうするのかの視点から、各ステップにおいての注意点など興味深いお話をいただきました。

もちろん、上記の各段階で、職場の直接の上司や職場のトップの協力は不可欠ですが、上司やトップに協力の意思があったとしても、医師との連携がなければ、そもそも休職するのか仕事をしながら治療するのか、休職した後どのような判断で職場復帰を決めるのか、復帰後の仕事はどうするのかなど適切な判断は難しいと改めて感じました。そんな中で医師と職場の橋渡しの役目を担うようなことが、弁護士にできないかなど、改めて考えさせられました。

遺族のお話は、今回は、佐賀県から家族の方を招いてお話をいただきました。生の遺族のお話は、やはり、いつ聞いても説得力がありました。

16年前、会社員だった当時40代の夫を過労死で亡くしたこの方は、休日でも会社から、呼び出しの電話が多く、1か月の時間外労働時間が平均120時間を超えるなど、夫の過酷な長時間労働の実態やそのときの家族の心情を話してくださり、大変に心に響くものでした。

この方の「夫は、家族や会社のために休まずに働き続けていた。仕事漬けになるのではなく、何のために働くのか、考え続けてほしい」というメッセージは、何度でも、様々な形で伝えていきたい、そのために微力ながら、何かをしていきたいと改めて感じました。

とても充実したシンポだったと思います。

2022年度過労死等防止対策推進シンポジウム 最終結果

| 都道府県 | 2022年度 参加人数 | 2021年度 参加人数 | 前年度か らの増減 | 開催日 | 開催時間 | 会場名 |
|------|----------------|----------------|--------------|-----------|-------------|-------------------------|
| 北海道 | 145 | 119 | 26 | 11月2日(水) | 14:30~17:15 | 札幌コンベンションセンター |
| 青森 | 103 | 77 | 26 | 11月29日(火) | 18:00~20:00 | 青森県労働福祉会館ハートピアローフク |
| 岩手 | 89 | 60 | 29 | 11月8日(火) | 13:30~16:00 | 岩手教育会館 |
| 宮城 | 110 | 64 | 46 | 11月4日(金) | 13:30~15:30 | フォレスト仙台 |
| 秋田 | 60 | 42 | 18 | 11月7日(月) | 13:30~15:30 | 秋田市にぎわい交流館AU |
| 山形 | 50 | 54 | -4 | 11月24日(木) | 13:30~15:30 | 山形国際交流プラザ 山形ビッグウイング |
| 福島 | 42 | 52 | -10 | 11月25日(金) | 13:30~15:30 | 郡山商工会議所 |
| 茨城 | 84 | 83 | 1 | 11月11日(金) | 13:30~15:30 | つくば国際会議場 |
| 栃木 | 75 | 69 | 6 | 11月29日(火) | 14:00~16:30 | 栃木県教育会館 |
| 群馬 | 70 | 61 | 9 | 11月21日(月) | 13:30~15:30 | Gメッセ群馬(群馬コンベンションセンター) |
| 埼玉 | 83 | 118 | -35 | 11月7日(月) | 14:00~16:30 | ソニックシティ |
| 千葉 | 76 | 79 | -3 | 11月15日(火) | 14:00~16:15 | 千葉市生涯学習センター |
| 東京中央 | 220 | 236 | -16 | 11月9日(水) | 13:00~16:15 | イイノホール&カンファレンスセンター |
| 東京立川 | 104 | 64 | 40 | 11月8日(火) | 14:00~16:00 | ホテルエミシア東京立川 |
| 神奈川 | 136 | 103 | 33 | 11月1日(火) | 13:30~16:45 | 横浜日石ホール |
| 新潟 | 80 | 107 | -27 | 11月30日(水) | 14:00~16:30 | アオーレ長岡 |
| 富山 | 79 | 81 | -2 | 11月18日(金) | 14:00~16:15 | ポルファートとやま |
| 石川 | 49 | 60 | -11 | 11月8日(火) | 13:30~16:00 | 石川県地場産業振興センター |
| 福井 | 127 | 62 | 65 | 11月28日(月) | 13:30~16:00 | 福井商工会議所 |
| 山梨 | 64 | 68 | -4 | 11月29日(火) | 18:30~20:30 | ベルクラシック甲府 |
| 長野 | 107 | 60 | 47 | 11月14日(月) | 13:30~15:30 | キッセイ文化ホール長野県松本文化会館 |
| 岐阜 | 90 | 141 | -51 | 11月29日(火) | 13:30~16:15 | 長良川国際会議場 |
| 静岡 | 90 | 84 | 6 | 11月1日(火) | 13:30~16:30 | 静岡市民文化会館 |
| 愛知 | 169 | 179 | -10 | 11月30日(水) | 14:00~16:30 | 名古屋市中小企業振興会館 |
| 三重 | 88 | 77 | 11 | 11月21日(月) | 13:30~16:00 | アストプラザ |
| 滋賀 | 72 | 55 | 17 | 11月29日(火) | 13:30~16:00 | ピアザ淡海 |
| 京都 | 129 | 43 | 86 | 11月25日(金) | 13:30~16:20 | 池坊短期大学 |
| 大阪 | 195 | 186 | 9 | 11月22日(火) | 14:00~16:40 | コングレコンベンションセンター |
| 兵庫 | 194 | 149 | 45 | 11月18日(金) | 15:00~17:30 | 神戸市産業振興センター |
| 奈良 | 30 | 96 | -66 | 11月24日(木) | 13:30~15:40 | ホテルリガール春日野 |
| 和歌山 | 86 | 96 | -10 | 11月21日(月) | 13:30~16:15 | 和歌山ビッグ愛 |
| 鳥取 | 39 | 48 | -9 | 11月18日(金) | 13:30~15:30 | 国際ファミリープラザ |
| 島根 | 139 | 171 | -32 | 11月17日(木) | 13:30~15:30 | 江津市総合市民センター(ミルキーウェイホール) |
| 岡山 | 72 | 61 | 11 | 11月11日(金) | 14:00~16:30 | おかやま未来ホール |
| 広島 | 80 | 102 | -22 | 11月7日(月) | 14:00~16:15 | 広島YMCA国際文化センター |
| 山口 | 132 | 90 | 42 | 11月16日(水) | 13:30~15:30 | シンフォニア岩国 |
| 徳島 | 205 | 199 | 6 | 11月17日(木) | 13:00~15:30 | 徳島大学 |
| 香川 | 75 | 90 | -15 | 11月16日(水) | 14:00~16:00 | シンボルタワー |
| 愛媛 | 55 | 154 | -99 | 11月24日(木) | 14:00~16:30 | 愛媛大学 |
| 高知 | 56 | 58 | -2 | 11月14日(月) | 13:30~15:30 | 高知城ホール |
| 福岡 | 85 | 112 | -27 | 11月4日(金) | 15:00~17:30 | オリエンタルホテル福岡 |
| 佐賀 | 76 | 76 | 0 | 11月16日(水) | 18:30~20:30 | 佐賀県教育会館 |
| 長崎 | 57 | 57 | 0 | 11月30日(水) | 18:30~20:30 | 長崎県勤労福祉会館 |
| 熊本 | 68 | 79 | -11 | 11月14日(月) | 13:40~16:30 | 熊本テルサ |
| 大分 | 98 | 111 | -13 | 11月15日(火) | 14:00~16:00 | ソレイユ |
| 宮崎 | 82 | 67 | 15 | 11月22日(火) | 18:00~20:00 | 宮日会館 |
| 鹿児島 | 43 | 51 | -8 | 12月2日(金) | 14:00~16:00 | TKPガーデンシティ鹿児島中央 |
| 沖縄 | 44 | 72 | -28 | 12月5日(月) | 15:00~16:40 | 沖縄産業支援センター |
| | 4502 | 4423 | 79 | | | |

特集2 広がる過労死防止啓発授業

過労死防止啓発授業は、2022年度ではや7年目となりました。

前年2021年度は、コロナ禍の影響で196回（内訳は中学校26、中学高校8、高校75、専門学校31、短大1、大学52、大学院2、支援学校1）でした。

2022年度は、年度末の2023年3月末までに199コマが行われる予定です。学校種別のコマ数は、中学14、中学高校2、高校85、専門学校26、短大1、大学70、支援学校1となっています。

本号では、2022年度に啓発授業を担当した6人の方（遺族2人、弁護士4人）からの報告を掲載します。

【①神奈川】 過労死防止啓発授業

「古くて、更に新しい話」を終えて

神奈川過労死等を考える家族の会 中野 淑子

2022年の7月と12月、関東学院大学金沢文庫と金沢八景の両キャンパスに於いて、教職課程履修学生それぞれ約50名の1年生を対象に講義をしました。授業は、蜜を避けるため広い教室で、対面で行われました。その場の雰囲気、息遣い、表情等から学生の反応がわかるのでこちらの対応も決まります。

昨今の教師不足の状況を大変憂慮しており、教師であった夫を過労死させ、自身も教師であった私としては、このような状態に至らしめた日本の政治の無策振りを明らかにしながら、それでもなお教師になって欲しいという切なる願いを込めて話してきました。

どの授業でも、冒頭「私の話は1987年に遡ることから、大変古い事例なのだけれど、30余年経った今では複雑な要素が加わり、更に新しい話なのだ」と前置きして話し始めます。

「過労死」という事実は、過去の遺産でも報道上の事象でもなく、今生きている貴方がたや身近な人々に今日・明日にでも起こりうる残酷な事実なのだ」と強調します。ただ見えない、気が付かないだけなのだ。夫も私も気が付かなかつた。夫に過労死されて、私は初めて目が覚めた。働きすぎると死ぬのだと。

しかし、気が付いてからでは遅い。

聴けば、真剣に教師を希望している学生が多いとのこ

と。それだけにブラック職場との狭間で悩んでいる学生もいるとのこと。そこで私は訴えます。「どうぞ教師になってください」と。生徒のために疲れ果てるのではなく、生徒のために心身共に余裕を持った豊かで明るく生き生きとした笑顔で、一人一人の生徒に寄り添える余裕を持った教師になって欲しい。生徒のために良かれと思うとつい時間や疲労を忘れ夢中になってしまう。そんな時には自分に敢えてストップをかけなさい。眼をつむりなさい。頑張りたい気持ちに一呼吸入れなさい。と力を込めます。

教師不足は、年々深刻になってきており、過労死やメンタル不調、生徒の学習意欲低下を産む悪循環の連鎖状態になっています。山岡弁護士が教師の過労死の事例を数多く説明してくださったので、より説得力を持って学生に伝わったと思います。

学生の感想「教育活動は自身の命と健康あってこそ。遠慮せずに休息をとり、教育活動に全力投球できる体調を維持することが重要です。残念なのは個人がそのように意識していても、環境が休息を許さない場合があることです。一刻も早く労働時間や労働環境、給特法を改善して欲しいと思います。」

【②埼玉】 埼玉県立浦和高校にて

弁護士(東京) 大久保 修一



授業を行う大久保弁護士

毎年、埼玉県立浦和高校において、高校3年生の全クラスを対象(例年、数名で分担)として、大学入学共通テストを受け終えたばかりの時期に、過労死防止啓発授業を行っています。

大きな夢や希望をもって、これから羽ばたこうとする彼らにも「過労死」が無関係な問題ではないということを知ってもらう、「過労死」やこれに関する問題を考えることを意識した授業に取り組んでいます。

最初は、「過労死等」の細かな定義を解説するのではなく、過労死白書等に掲載されている統計に基づく日本社会の現状を伝えるようにしています。

長時間労働の実態、仕事の量や質に悩む人や職場の人

間関係に悩む人が多いこと、職場でのいじめ、嫌がらせの問題が、総合労働相談センターへの相談の多数を占めること等から、長時間労働やハラスメントの問題があらゆる職場で起こり得ることを伝えるようにしています。

また、これらの問題によって引き起こされる過労自殺が20代や30代にも多くみられることから、近い将来働くことになる自分たちにも、差し迫った問題であるということを考えてもらうようにしています。

たとえ、過労自殺や過労死には至らなくても、身体や心を壊してしまう危険があることや、それによって、周りの人を悲しませることになるんだという話を担当事件の紹介を交えて、話すようにしています。

近年は、担当事件の依頼者(遺族)から高校生に向けたメッセージを伝えるようにもしています。仕事で悩んだら、周りに相談することが大事という話もしています。

当初は、少し年上のお兄さんのような気持ちでお話していましたが、回数(年)を重ねるにつれて、彼らの親世代に近づきつつありますが、質問を受けて、授業をする私の方も考えさせられることがあります。

少しでも彼らの心に残る話があればいいなと思いつつ、毎回、授業をしています。これからも担当していきたいと思っています。

【③大阪】 伝えていく大切さ

大阪過労死を考える家族の会 津島 朋子

2022年11月初めて啓発活動に参加をさせて頂きました。高校3年生を前にしてどのように伝えられるか不安もありましたが、生徒の皆さんを見ると娘のハツラツとしていた学生時代を思い出し、娘の友人達に話しかけるように話しました。

感受性豊かで受験前の生徒さんでしたので、話す内容も強い衝撃を与えないように、その中でも将来自分や周囲の人達が労働災害にあわないよう心の一つでも話した

ことが残ってくれたらと思ひまして、娘が受けた体験を話しました。

娘は特別の子ではなく、ごく普通に学生時代は友人と楽しく過ごし、夢の実現のためイタリア留学も経験して、真面目で責任感が強く友人達に慕われていました。そのような娘が職場の環境やハラスメントで命を落としてしまう現実を話しました。

その職場は退職者が多く経営者を含む数名に権限が集

中して常に誰かが犠牲になっていました。先輩の一人が、心配するのではなく、「次に目を付けられるのは津島さんだね」とむしろ楽しんでいるように話していたことをのちに知りました。娘もその犠牲者になってしまったのです。ダイエット委員会で自分の体重や減量数を公表されたり、感情のままガツと言うB上司に目を付けられるようになり、娘の後ろでミスをするのを待っているような行動で娘がミスをしたら人払いをして長時間叱責され、娘はドンドン追い詰められてきました。

夜も眠れず食事も取れない状態になり、数か月で体重が7kgも減り、仕事が忙しくやっと受診出来た時の診断が鬱病であったこと、診断書を提出しても休職できず、経営者が「お母さんと相談して返事を聞かせて」と言っただけ適切な対応をせず、娘に決断させようとしたこと等、実際の出来事を話させてもらいましたら、生徒さん達の表情が変わったことを感じました。

娘が亡くなり、私は強い怒りと悲しみの中、その職場

でなにが実際にあったのか娘の名誉のためにも真実を知りたく行動を起しました。その時娘の友人が「過労死110番」に連絡を取ってくださり、とても力になって支えてくれて今の私があります。生徒さんには自分や友人が被害にあったなら声を上げてほしいとお願いしました。

啓発授業で実際に起こった話を聞くことは衝撃もあったかも知れませんが、今後社会に出てから被害者にならないように、また、助けられる人になってほしいと思います。

ある弁護士の先生が「親を亡くすことは過去を無くすこと、配偶者を亡くすことは現在を無くすこと、子供を亡くすことは未来を無くすこと」と話されたことが忘れられません。

親にとっては子供そのものが未来です。未来を奪われる辛さを増やさない社会になってほしい思いで今回参加させて頂きました。

【④京都・大阪】過労死防止啓発授業のご報告

弁護士（大阪） 青木 克也

2021年から2022年にかけて、いずれも専門学校にて、合計4回の啓発授業を行いました。地域別では京都が3回、大阪が1回で、実施方法はオンライン授業が2回、対面授業が2回でした。

4回のうち3回は、全国家族の会代表の寺西笑子さんとご一緒させていただき、前半に寺西さんがご遺族としての体験と運動についてのお話を、後半に私が弁護士として法的なお話をするという流れで行いました。まだ精神障害の「判断指針」すらなかった1996年に、最愛の夫（飲食店店主）を自死により失われた寺西さんのお話は、絶望の淵に追いやられたご遺族が弁護士らとつながり、10年以上にわたる紛争の末、会社に責任を認めさせたという歴史的事実を力強く物語る内容で、どの授業でも受講者の皆さんが真剣な面持ちで聴き入っていました。

私の話ではまず、そもそも過労死（以下、過労自死を含みます。）とは何か、どのようにして起きるかということから始まり、厚労省や警察庁の統計をもとに、日本でどれだけの過労死が起きているのかを説明します。ま

た、若年層の過労死も多発していることを具体例を挙げて説明し、受講者にとっても身近な問題であることを理解してもらいます。その上で、労災補償制度の概要や、過労死に関する判例・裁判例を紹介し、労災と認められれば大きな救済を受けられること、会社の責任も追及しうることを説明します。

次に、過労死の原因となるような職場での処遇から身を守るため、様々なワークルールについて、クイズ形式で勉強をする時間をとります。1問ごとに、1枚目のスライドに問題文と選択肢を載せ、どれが正解と思うか挙手をしてもらった後、正解を発表して2枚目のスライドで詳しい解説を行います。考えてもらうプロセスが入りますので、法的知識をただ説明するよりも、受講者を退屈させず、知識の定着にもつながるものと思います。

最後に、労働問題への対処法・予防策として、普段から心がけておくことや、相談先についての情報提供をします。証拠の残し方などについて、弁護士としての経験から立ち入った話をするので、興味を持って聴いていただける感覚があります。

今後も他の講師の皆様とノウハウなどを共有しつつ、効果的な授業の実践に取り組んでまいりたいと思います。

労働法クイズの問題例



1. 労働条件の通知

問. 労働契約(雇用契約)を結ぶとき、使用者(雇い主)は労働者に対して、賃金・労働時間などの基本的な労働条件を、どのような形で示さなければならないでしょうか？

A 口頭で伝えなければならない
B 職場に掲示しなければならない
C 書面を渡さなければならない

労働法クイズの解答例



1. 労働条件の通知

正解: C 書面を渡さなければならない
～解説～

✓使用者は、賃金、労働時間、休日、仕事の内容などの基本的な労働条件を、「労働条件通知書」などと呼ばれる書面に記して労働者に渡さなければなりません。

✓このような書面を渡さないことは、それだけで違法ですが、さらに、書面を渡さない職場では、渡す職場よりもトラブルが発生しやすいという統計があります。

【⑤兵庫】 過労死防止啓発授業の感想

弁護士(兵庫) 玉木 芳法

1 はじめに

弁護士になって5年が過ぎました。過労死防止啓発授業は、1年目の時から毎年1、2件くらい担当させていただいてきました。今年は、北摂三田高校と四條畷高校の2校で啓発授業の講師を担当しました。

2 授業で心掛けていること

啓発授業では、まず遺族の方にご自身の経験されたことを話してもらいます。その上で、私から過労死が起こるメカニズムや過労死から労働者を守るための法律などについて話をします。

兵庫センターでは、弁護士による講義内容の統一性を図るべく弁護士用の統一パワポを作成しており、講師それぞれが統一パワポを自分なりにアレンジして講義に使用しています。

私は、統一パワポの冒頭に「皆さんはなぜ働きますか？」と生徒たちに質問するページをオリジナルで追加しています。まだ働いたことのない生徒たちには難しい質問かもしれませんが、しかし、私は、このページの中で、働く理由は人それぞれにあってよいが、その全てをできなくさせてしまうのが「過労死」であること、死んでしまっただけでは何もできないこと、命より大切な仕事はないのだということに気付いてもらえるように心掛けています。

3 生徒たちの様子

多くの生徒たちがとても真剣に啓発授業を聞いてくれているように感じています。北摂三田高校で行った啓発授業では、授業を聞いた生徒たちから「労災認定までにあんなに負担が掛かると思わなかった。責任が伴う年齢だからこそ、一歩立ち止まって考えて行動したい」、「命より大切な仕事はないというのはよく考えたら当たり前のことだけど、しんどいと忘れてしまうと思った。自分を大切に働きたい」などと感想を頂きました。

講師を担当する立場として、将来、社会に出て過重労働に直面してしまった時に思い出せるように、頭の片隅にでもこの啓発授業の記憶が残ってくれたらいいなと思っています。



授業の様子

4 今後の課題

高校での啓発授業は、50分授業になることが多いです。50分で授業を行うとなるとその時間配分は、自己

紹介等5分、遺族の話20分、弁護士の話20分、質疑応答5分、くらいになります。

しかし、啓発授業の中で、弁護士として話したい内容をすべて盛り込もうとすれば到底20分では足りず、授業の後半が早口になり、最悪のケースでは、最後の質疑応答の時間が無くなってしまったこともありました。

以前、兵庫センターでは啓発授業についての意見交流会を実施したことがあります。そのような機会を定期的に設けて、このような課題について議論を重ね、より良い啓発授業ができるようにしていきたいと考えています。

【⑥和歌山】和歌山県立特別支援学校(高校2年生)での授業について

弁護士(和歌山) 芝野 友樹

「支援学校なので、御遺族のお話しや過労死の歴史や法律については理解が難しいので省いてください。過労死というものもあるという程度」で。私がはじめて依頼を受けた「過労死防止啓発授業」でした。「過労死防止啓発授業」なのに、御遺族のお話しはなし、過労死の話もしないでほしい、他方で、支援学校なので、時間は少し長め、というものでした。

どのように話をしようかと悩みましたが、労働契約、給料、残業代、残業時間、休憩時間や休暇といった社会にでて働いていく上で大事な一般的な話をする中で、働くときの約束事がある。ただ、働かせてもらっているからといって、何でもいいなりにならないといけないというわけではない。法律の決まりがある。その決まりは、働く人の健康を守るためのものである、死んだり、病気になったりしないように、ということを繰り返し説明することとしました。また、話ばかりでもおもしろくないので、労働契約の決まりを、〇×方式で質問し、考えてもらい、手をあげてもらおうという参加できる部分も用意した上で、パワーポイントを準備しました。パワーポイントについては、事前に、生徒さんが理解できるかどうか、支援学校の先生に確認してもらいました。

さて、実際の講義ですが、先生も含め20名程度にお話をしました。熱心に聞いていただけ、〇×方式の質問にも手を上げてもらえました。講義は、1枚のスライドについて少し丁寧すぎるくらい、同じことを2度、3度言葉をかえながら、ゆっくり説明することを心がけました。普段、話していると、だんだん早口になってしまうのですが、時間が長めにとられていることもあり、早く終わってはいけないというプレッシャー?からも、ゆっくりと説明できたように思っています。

〇×の質問に手を上げてもらったり、時に簡単な質問を試みたり、コロナ禍以降の講義ではありましたが、双方向で授業できました。生徒さんの反応をみていると、それなりに理解していただけたのではないかと思います。

おかげさまで、2年目もお声がかかり、2021年、2022年と2度、その支援学校で講義をさせていただきました。講義の質問では、自分自身がアルバイトしていることと関連して質問がなされたり、親の労働環境を案じる質問があったりするなど、関心をもっていただけたと感じています。

<編集後記>

今号も、全国の皆様から、大変お忙しい中、原稿をお寄せいただきました。全国の皆様の取組みに触れることができ、いつも勇気付けられています。(労災に関して)事業主からの不服申立て制度が議論されるなど、2023年も取り組むべき課題がありますが、引き続き、皆様とともに全国の活動を盛り上げていければと思います。

(紙面に余裕がなく、短い編集後記となりすみません…)

弁護士(大阪) 清水 亮宏